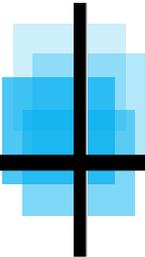


令和2年度  
群馬東部水道企業団水道料金審議会  
(第6回)

答申書(案)について

令和3年3月19日



# 目次

---

1. 諮問と答申について
2. 答申書(案)における答申事項

# 1-1. 諮問と答申について

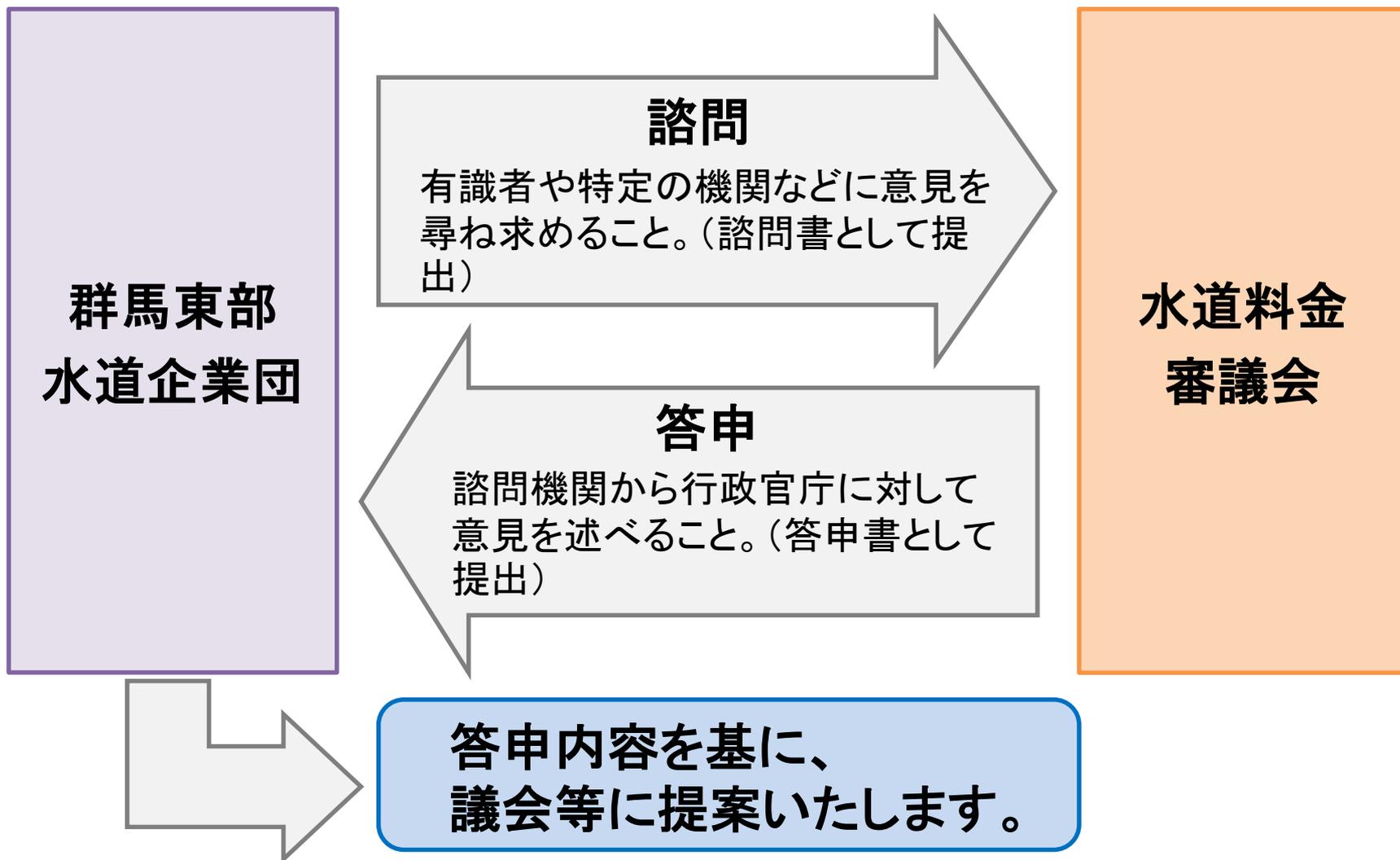


図 諮問と答申の関係

# 1-2. 本審議会に対する諮問内容

群水企第200号  
令和2年8月5日

群馬東部水道企業団水道料金審議会  
会長 長谷川 雄哉 様

群馬東部水道企業団  
企業長 清水 聖義

## 諮 問 書

群馬東部水道企業団水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

## 記

群馬東部水道企業団は、平成28年4月に太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の水道事業を統合いたしました。

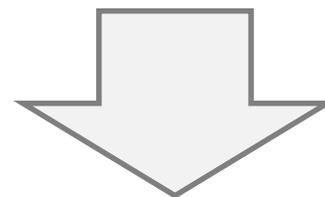
水道料金統一は、大きな課題であるため、統合時の「群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定書」により、「水道料金については、統一する。ただし、経過措置期間を設ける。」となっており、現在においても8構成団体の料金表に基づいて料金算定を行っている状況であります。

今後、人口減少や節水機器の普及等による水道需要の減少から給水収益の減少が予想される中、「持続可能な水道水による安定した水の供給」のためには、老朽化した管路施設や浄水場等の更新、耐震化等を将来にわたり計画的に進めなければなりません。水道事業の健全性や経営の安定性を確保し、経営基盤の強化を図るために適正な水道料金制度の検討と料金負担の公平性の観点からも料金統一は必要であると考えます。

つきましては、貴審議会において水道料金の統一とあわせて適正な水道料金体系のあり方について意見を求めるものであります。

## 【本審議会に対する諮問】

「水道料金の統一とあわせて適正な水道料金体系のあり方について意見を求める」



委員の皆様のご意見を集約して、  
答申書を作成いたします。

# 1-3. 本審議会における審議内容

表 本審議会における審議内容

審議会	審議内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・水道料金の統一までの流れ</li><li>・群馬東部水道企業団の広域化について</li></ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・水道料金のしくみ</li><li>・水道事業の現状について(施設・管路の状況、経営状況・今後の見通し)</li><li>・群馬東部水道企業団の水道料金</li></ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年度決算について</li><li>・現行料金における財政計画について</li><li>・料金統一における課題</li><li>・料金統一の基本方針</li></ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"><li>・料金統一における財政計画について(改定率30%、20%)</li><li>・料金統一の料金体系のあり方</li></ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"><li>・料金統一における財政計画について(改定率15%)</li><li>・新料金表(案)(改定率20%、15%)</li><li>・激変緩和措置</li></ul>
第6回	<ul style="list-style-type: none"><li>・新料金表(案)</li><li>・激変緩和措置</li><li>・答申書(案)について</li></ul>
第7回(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申書(案)</li></ul>

## 2-1. 料金統一について①

H21

- 両毛地域水道事業管理者協議会  
広域化の議論開始

H24

- 群馬東部水道広域研究会設立  
3市5町の枠組み決定

H28

- 群馬東部水道企業団スタート

まずは広域化

広域化後に調整可能な大きな課題(料金統一)は広域化後に調整することとした。

## 2-2. 料金統一について②

将来的にますます負担は大きくなる。

激甚化する自然災害の  
対策の実施

水道施設の老朽化に伴う  
更新需要の増加

水需要減少に伴う  
給水収益の減少

職員数見直しによる人件費削減

県水統合による受水費削減

包括委託による業務効率化

施設の統廃合の推進

広域化に伴う補助金の活用

効率化・費用削減には  
限界が生じつつある。

図 群馬東部水道企業団が抱える問題と健全な事業運営を継続するための取組

健全な事業運営のための財源確保として、水道料金の適正化についても検討を行う必要がある。

## 2-3. 料金統一について③

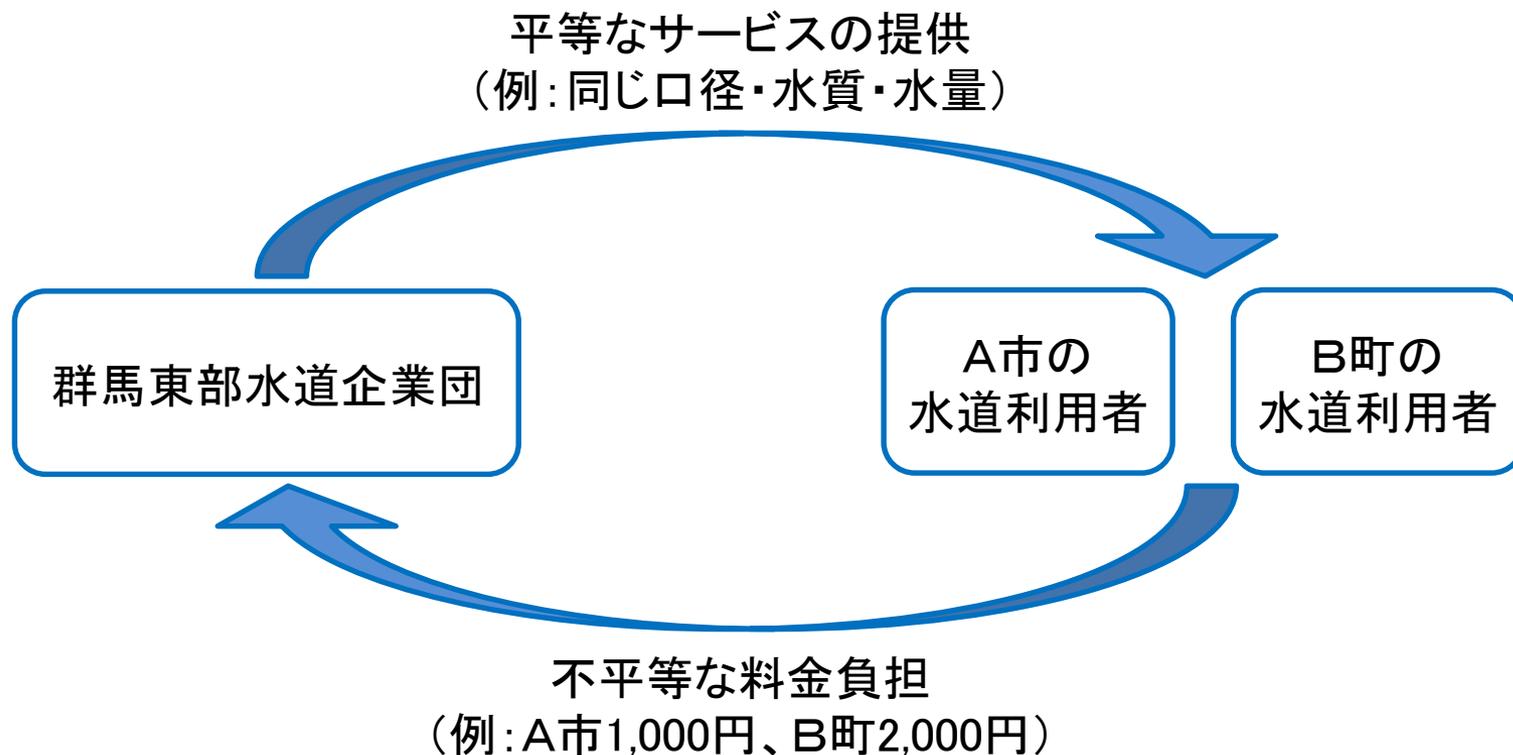


図 群馬東部水道企業団における水道料金負担の不平等のイメージ図

3市5町の間における水道料金負担の不平等を解消するために水道料金の統一を図る必要がある。

## 2-4. 料金算定方法と料金算定期間について

表 料金算定方法と料金算定期間について

項目	考え方
料金算定の方法	総括原価方式を採用する
資産維持費の算入	あり
料金算定期間	令和4年度～令和10年度の7年間とする

## 2-5. 料金の改定率について

表 各改定率における施設の健全性と財政の見通し

平均改定率	実施可能な建設改良費	施設の健全性	財政の見通し
0% 料金改定は 実施しない	1年当たり約39億円	ほとんど更新できないため、安定した給水が行えなくなる。	R10に損益は赤字、R7に資金残高はマイナスとなり、健全な事業運営を維持できない。
15%	1年当たり約58億円	事業費を抑制する分、改定率20%よりも経年化資産のリスクが増加する。	R10まで損益の黒字と資金残高40億円以上を維持することができる。
20% (参考)	1年当たり約64億円	経年化資産及び老朽化資産が一部発生するが、重要な資産の健全性は維持できる。	R10まで損益の黒字と資金残高40億円以上を維持することができる。
30% (参考)	1年当たり約77億円	必要な更新を実施できるため、安定した給水を維持できる。	R10まで損益は黒字だが、R10に資金残高は目標金額40億円を下回る。

## 2-6. 料金の改定時期について

表 料金改定までのスケジュール

	R2						R3										～	R4		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	4		
水道料金統一案の検討																				
財務分析・経営分析	→																			
財政シミュレーション			→																	
料金統一案の策定				→																
水道料金審議会		●		●	●	●		●	●		●									
答申											●									
理事者会議													●							
全員協議会													●							
条例改正案の上程など															●					
水道広報・HPでの周知		→																		
水道料金統一																			●	

## 2-7. 料金体系について①

表 新料金体系(案)のまとめ

項目	考え方
用途区分	一般用、臨時用、湯屋用、私設消火栓
口径別と用途別	口径別を採用する
従量料金	逦増型を採用する
基本水量	なし
特別従量料金の設定	あり
水量区画の設定	5段階

## 2-8. 料金体系について②

表 新料金体系(案)

用途	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m <sup>3</sup> )					
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
一般用	13		特別従量 料金					
	20							
	25							
	30							
	40							
	50							
	75							
	100							
	150							
湯屋用	—							
臨時用	—							

※私設消火栓(消防演習用)の料金について、備考に記載

## 2-9. 答申書(案)の骨子

表 答申書(案)に記載していただきたい答申事項と審議経過

項目	内容
答申事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・料金統一について</li><li>・料金算定方法と料金算定期間について</li><li>・料金の改定率について</li><li>・料金の改定時期について</li><li>・料金体系について</li></ul>
財政計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・水需要の減少</li><li>・経営効率化に関する取り組み</li><li>・料金改定を実施しない場合の財政収支の見通し</li><li>・健全な事業運営に必要な改定率</li></ul>
料金体系の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行の料金体系の課題</li><li>・基本料金及び従量料金、基本水量の見直し</li><li>・激変緩和措置の適用</li></ul>
付帯意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・水道料金の定期的な見直し</li><li>・料金改定の住民への周知</li><li>・コロナ禍への配慮 など</li></ul>